

平成21年第5回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
7月23日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	7
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	10
・議案第36号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○町長あいさつ	16
○閉 会	16

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第78号

平成21年第5回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年7月17日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年7月23日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件 (1) 議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例
(2) 議案第36号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成21年第5回長瀬町議会臨時会 第1日

平成21年7月23日(木曜日)

議事日程(第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会計管理者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第5回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第5回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いをいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、私ごとでございますが、去る7月12日執行の町長選挙につきまして、町民の皆様を初め、議員各位、各方面からの力強いご支援、お力添えをいただき、無投票で3期目の町政を担わせていただくことになりました。大変感謝申し上げます。

責任の重大さを感じておりますが、これからも「長瀬」というブランドを守り、生かし、小さくても魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そして、今後の4年間では、しっかりした財政基盤を築き、次の時代に引き継いでまいるのが私の役目だと思っております。

さて、本日、臨時会を招集させていただきましたのは、緊急にご審議いただく案件がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議案の内容等につきましては、上程した際に、改めて説明させていただきますので、よろしくお願い申

上げます。

以上、臨時会開会に当たりましてのごあいさつといたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 野原武夫君

6番 新井利朗君

7番 大澤タキ江君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前10時40分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第35号から議案第36号までの2件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることといたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第4、議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況を考慮し、町長と特別職の給与月額を私の新たな任期の間、減額したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 提案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、当町の厳しい財政状況を考慮して、引き続き町長及び教育長の給料月額を減額する条例でございます。

第1条でございますが、町長の給料の額の特例につきまして定めたものでございます。町長の給料月額は、町長の諸給与と条例第3条の規定にかかわらず、同条で定める給料月額から、その100分の40に相当する額を減じた額とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とするものでございます。

次に、第2条でございますが、教育長の特例につきまして定めたものでございます。教育長の給料月額は、教育委員会教育長の諸給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条で定める給料月額からその100分の15に相当する額を減じた額とするものでございます。なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とするものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成21年7月29日から施行し、町長の任期であります平成25年7月28日限りで、その効力を失うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今度の町長などの給与の特例に関する条例の中に、町長が前期も42万だったのです

けれども、今度も4年間、42万となると。教育長も45万で引き続き4年間やるというふうに提案されました。質問なのですけれども、この平成20年7月現在の町長や町会議員、町村会の議員の報酬などの羅列を見ますと、町長の場合は、小鹿野町に続いて、2番目に低い町村長の報酬なのです。私は、これは評価していいと思うのです。しかし、この中を見ますと、前給与減額率ということで、これの表にも、町長はこの減額する前の報酬としては70万と。これについても、埼玉町村会の羅列を見ますと、やはりそんなに高いほうでもない状態なのです。70万というのは、結局、今の大変な労働条件や給与の引き下げの問題や、役場職員の問題とかいろいろありますけれども、この4年間はこういう形でいくとして、では町長は、その任期を終えた場合、平成25年、この70万に戻るといふふうに考えていいのでしょうか。そういうことで、条例を新たにまた制定するか何かについては、現在わからないのですけれども、どういうふうな考えなのかについて報告願います。

教育長の問題も、54万が45万になるということで、結局、町長より高い金額になるのですけれども、これについての何か見解がありましたら、報告願いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

40%カットするということは、私のほうからご提案を申し上げて、私の3期目の任期中ということになります。その後のことにつきましては、どういう形のものになるかというのは、そのとき、例えば選挙があって、新しい党が当選したときに、その人のお考えで議会のほうに提案をされるというふうに思いますので、今のところわかりません。ただ、教育長の15%カットというのは、教育行政の非常に大切な時期にお骨折りいただいているわけでございまして、この間の参事会議で共通認識を得た上で、きょうの議会にご提案をさせていただきました。本人も承知をして、それで結構だというお言葉をいただいておりますので、考え方は一致しておりますので。これも教育長の任期というのがございますから、このときにまた考えるという、後のことにつきましては、そういうことになろうかと思えます。そういうことでご了解をいただきたいと思えます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 前から見ると、相当町長の報酬も減って、それで町長、やっていけるのですか。それだけ前の町長から見て、大澤町長になったら、大分この町長報酬も下げて、町長、このくらいでやっていけるのかなと思ってちょっと心配して、手挙げてみた、聞いてみたのです。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

やっていけるかどうかということにつきましては、今までやってきたわけですから、大丈夫だというふうに思います。ただ、私のうちも多少の仕事をやっておりまして、そういう分では、うちの中のほうのお金につきましては、私が余り関知はしていない。女房が全部仕切っていますから、どういうふうなことになるか、よくわかりませんが、家庭の中では、どうにかやりくりはついているようだというふうに思います。

それと、交際費も100万を割るような状況で今日まで来ておりまして、例えば宗教法人とか、そういうところに対するお呼びかけにつきましても、町のほうでは交際費から出すというようなことにつきましては、一切やっておりませんので、そういうようなものにつきましても、負担がかかるわけでございしますが、

それはそれで私が覚悟してやるわけでございますから、多分大丈夫で、今まで8年間、お世話になりましたが、どうかやってこられましたので、あと4年間は大丈夫ではないかというふうに思って提案をさせていただきます。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） その言葉を聞いて安心しました。それで、この前も聞いたかもしれないけれども、やっぱり町長、前から町長と教育長の差が余りないので、町長というのは、この間、無競争になっておめでとうございますと後から言っては申しわけないけれども、町長選にも事務所を開いたりやるに、教育長さんも、はっきり言って、教育長さんというのは、はっきり言うと、校長先生とか、そういう教育関係の方が、大体ここに入って、よその町から来ても、教育長になれる、なかなかうまい昔からの組織があるのだから知らないけれども。私は、教育長は半値ぐらいでいいと思っているのです、さくいことを言う。だから、急に半分にしてしまうなんていうわけにもいかないけれども、町長もそれでやっていくというのだから、結構です。4年間、頑張ってください。

〔「何だ、それ」と言う人あり〕

○9番（染野光谷君） それでいいよ。余分なこと言ったって。

○議長（齊藤 實君） 他にございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ただいま染野議員さんから、町長の給与に対しての非常にご心配をいただいたご意見がございましたけれども。交際費につきまして、給与の減額はいいと思うのですけれども、交際費が非常に少なくなっているという中で、多分町長もポケットマネーという言葉がいいかどうか、当たるかどうか、わかりませんけれども、そういった部分もあると思うのです。もう少し私は、交際費を増額してもいいのではないかという思いを持っております。そういった中で、今年度予算は60万ということになっていきますけれども、丸々使い切っていないと思うのです、いつも。ですので、ちょっとオーバーしてしまったというような事態が生じて、私はよいのではないかと考えておりますので、そういうところも今後の課題としてご検討していただきたいと思っております。

ちなみに、前町長さんのときには、いつも320万とっていたのですよね。320万が今現在60万というのは、余りにも低過ぎるのではないかと考えておりますので、これは検討する余地があると思っておりますので、その点をご指摘しておきます。

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 他に。これは質問ではないでしょう。答弁は。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） それでは、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第36号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第36号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,127万4,000円を追加して、歳入歳出の総額を31億778万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金の増額、歳出では総務管理費、児童福祉費、保健衛生費、道路橋梁費、消防費、教育総務費、保健体育費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第36号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の平成21年度補正予算において、経済危機対策として地方公共団体の地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現、その他、将来に向けた地域の実情に応じ、きめ細かな事業を積極的に実施できるように、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の制度が創設されたことにより、この制度を利用して各種整備を行うため、補正するものでございます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に1億5,127万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億778万8,000円とするものでございます。

これらの補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。

歳入の明細でございます。款12分担金及び負担金、項2負担金、目2土木費負担金につきましては、幹線26号線橋梁金石の水管橋でございますが、長寿命化対策工事に対する皆野・長瀬上下水道組合からの負担金を受け入れるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3教育費国庫補助金につきましては、第二小学校屋内運動場耐震補強事業を行うため、安全・安心な学校づくり交付金を受け入れるものでございます。

目4総務費国庫補助金につきましては、国の平成21年度補正予算において、経済危機対策として創設された補助金を受け入れるものでございます。

款21繰入金でございますが、財政調整基金から繰り入れするものでございます。

次に、歳出の補正の内容をご説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、庁用車のうち10年以上経過したものなど、老朽化した自動車を3台、地球温暖化対策として低燃費、低公害車に更新する予定で、その経費を計上しているものでございます。

目6財産管理費につきましては、役場庁舎電話設備更新工事を行うものでございます。役場庁舎の電話交換機につきましては、設置から12年が経過し、構成部品の旧式や廃型により、交換部品の調達が困難となっており、故障部品によっては、電話回線が停止してしまうおそれがあります。また、電話機についても、経年劣化などにより故障の発生率が高まっており、早急に更新する必要が生じてきております。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉費につきましては、長瀬町世代間交流支援センターにおいて事業を展開していくための備品である遊具、電子ピアノなどの購入をするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費につきましては、住民が居住のために所有する住宅に太陽光発電システムを設置する際に、補助金を交付する事業について、一部を国の交付金を充てるため、財源の組み替えを行うものでございます。

それから、目3の保健費につきましては、保健センターの改修を行うものでございます。保健センターは、建設後、25年を経過し、雨漏り等の老朽化が目立っております。また、保健衛生サービスの拠点である重要な施設であるため、改修することにより、効果的、効率的な事業展開を図るものでございます。改修の内容は、屋根の防水加工、調理室の新設、トイレ改修、集団指導室の床張りかえ、内装及び外装工事などを予定しております。

款8土木費、項1道路橋梁費、目3道路新設改良費につきましては、幹線26号線橋梁である金石水管橋の長寿命化対策工事を行うものでございます。この橋梁は、平成2年度に塗装工事を実施後、18年を経過し、けた、高欄、照明灯などの痛みがひどいため、改修工事を行うものでございます。

款9消防費、項1消防費、目4防災対策費につきましては、防災行政無線の更新工事を行うものでございます。防災行政無線は、整備後、20年を経過し、役場庁舎に設置してあります操作卓の老朽化が見られ、今後、故障時には交換部品の製造中止により、対応が困難になりつつあることから、国の方針により、デジタル方式の操作卓への更新を行うものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、第二小学校屋内運動場耐震補強工事を行うものでございます。

項3学校給食費につきましては、調理室の床や熱風消毒保管庫、栄養管理を行うパソコンなど老朽化している施設を改修し、入れかえを行うものでございます。

以上が今回の補正予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 11ページの水管橋の塗装、照明という形で2,300万ですか、あと照明のは400万、そうすると2,700万かかるわけですけども、水管橋の皆さんが渡って感じていると思いますけれども、相当あそこを渡ると眺めがよくて、そしてある意味では観光名所なのです。私にとっては、あそこを渡ると、何かいい観光資源だなといつも感じているのですけれども。

質問なのですが、これから業者が決まるわけですが、少しあそこは絵になるような塗装色と、あと照明器具をしていただきたいのですが、それについてどう考えているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

金石の水管橋の塗装工事でございますが、水管橋のある場所につきましては、名所、天然記念物の長瀬にも指定されておりまして、自然公園の特別地域にもなっております。そちらのほうの手続も必要になってくるかと思っておりますので、そういったところも考慮しまして、その辺の許可のとれる範囲で調整をさせていただいて、景観に余り影響というか、見づらいうような形にならないように注意をいたしまして、色等の選定もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） ちょっと言い忘れたのですが、あそこについては、キャンプに来る人とか、子供、親子で来る人もいるし、また付近には保育園がありまして、あそこを随分渡るのです。安全の問題で、落ちこまないように、今金網張っているということなのですが、その安全対策についてはどう考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 質問にお答えいたします。

安全対策でございますが、高欄下にあります手すりの下の金網でございますが、そこにつきましては、非常に痛みもひどいということで、今現在の段階ですと、あの部分のところは取りかえる形で計画をさせていただいております。

それと、一部照明灯も大分痛みがひどいということで、下の部分のところが腐っているということもございまして、6基を撤去いたしまして、7基をつけさせていただいて、暗いところもあるようございまして、そちらのほうも改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） やっと金石水管橋のほうに着手していただけるということでありがとうございます。地元の皆さん、きっと喜んでいただけるのではないかと思いますのですが、そういった中で、またこれも私のほうの要望なのですが、下野側と井戸側、入り口のところが、道路が大分陥没をしたりしているところがあるのです。そこも直していただければありがたいなと思うのですが、

それと先日、あそこはオートバイが通るのです。枠がはめてあります。その枠で足がひっかかって、オートバイが転倒して捻挫をしてしまったという方がいるのです。ですので、それに対する対策も、せめてオートバイぐらいは通してほしいなという思いがある中で、そういう対策もぜひお願いができれば、ありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） どなたか。

○7番（大澤タキ江君） 本当は通ってはいけないのかもしれないのだけれども、

「本当は通ってはいけないと思うのです」と言う人あり

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君） 水管橋のご質問でございますが、井戸側と下野側の舗装の陥没部分のところにつきましては、早急に調査しまして、安全対策が図れるようにしてまいりたいと思います。

それと、水管橋でございますが、水管橋につきましては、歩行者用の水管橋という形になってございますので、オートバイが通るということは想定していないわけでございますけれども、もし危険箇所等があれば、その辺のところは改善してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） こういうことをやることはいいことです。いいことだけれども、よくそこの現場へ行って、やっぱり職員もよく見て、監督、注意、すべてそうです。すべてははっきりと物を言って、課長なら課長が責任、あれしなければだめだよ、にやにや聞いているだけでは。課長さん、いいですか。せっかく補正をとってやるのも結構だけれども、本当だ。もうちょい厳しく、業者にも何も強く出て、はっきりとしておかなければだめ。これから特にそうしてください。いつも甘い、すべて。いつも工事現場でも、何でもそう。手抜き、見逃し、これで後になって、陥没した、こうのとやっているけれども、本当に冗談ではなく、職員も自分の気持ちになってやってもらわないと困るから。よく言われるのだ。まず、長瀬の職員と言ったのでは悪いけれども、結構甘いものだなって言って、業者の人が言うのだから。気をつけてください、しっかり。それだけ注意。

○議長（齊藤 實君） 答えはいかがですか。いいのですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、13ページをお願いなのですが、第二小学校の屋内運動場の耐震と改修工事というのが出てきているのですけれども、この我が町は、体育振興の町で、こういう改修工事を行っていくことは、非常にいいことなのです。今、スポーツをやる方が、幅広く新しい競技がどんどんできてきて、その体育館が昔のまま、この競技はだめで、この競技でなければだめだとかと言って、今具体的には私教育委員会と話ししているのですけれども。フットサルをやる場が、今中央公民館しかなくなってしまって、第二小のこの改修工事を行っていくのであれば、耐震と改修をセットでやりながら行くのであれば、もうちょっとこういう思いつきとは言いませんけれども、補正で出すのではなく、思い切った改造を出して、そういう学校の体育施設あるいは町民、若い人たちが行う競技ができるように、同じお金使うのだったら、そういうことで、少しずつ直して、使えない体育館を少しずつお金かけてやったら、納税する若者が使えない体育館をつくってもらっているのでは、これ納得しません、若い人たちも。ぜひフットサルができるような体育施設を教育長、この前もお願いしたのですけれども、こういう耐震にあわせて改修工事を行っていくのであれば、そのフットサル競技もできるような体育館を目指してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 失礼します。ただいまの第二小学校の耐震補強工事に関連してのことでございますけれども、第二小学校の体育館につきましては、今年度設計、来年度工事というような予定でいたわけですけれども、今回の国の補正というようなことから、今年度中に前倒しをして、工事まで行いましょう

という、そういう形で、今回の補正のお願いということになったわけでございます。

それから、フットサルの関係でございますけれども、学校の体育館のほうは、体育館の中でボールをけてという、そういう今までのそういうことは、ボールをけてというような使い方については、想定していない小学校の学校の施設ということできておりますので、特にフットサルの場合、かなり強いというのでしょうか、ボールを中でけたりしますので、いろんな面で周囲の壁等を破損等も予想されたり、あるいはいろんな不足している照明器具ですとか、あるいは非常灯ですとか、いろんな面の安全対策等もしなければならぬような、そういうところも出てくるようなところでございます。なかなかフットサルという新しい競技はあちこちで行われてはいるわけなのですけれども、体育館の中でとなりますと、かなり検討をすることが必要ではないかな、そんなふうを考えて、現在のところでは、小学校、それから中学校の体育館につきましては、そういった破損の可能性ですとか、危険性等、あるいは小学校、学校等は、体育館の中では、そのボールをける競技については、使わせていないというようなこともございまして、フットサルにつきましては、今回、特に第一小学校を使ってもらってきたわけなのですけれども、フットサルにつきましては、ご遠慮願いたいという形をお願いをしているところでございます。

中央公民館につきましては、今までも使ってもらっているわけなのですけれども、そのほうにつきましては、できれば少し安全対策というのでしょうか、破損の防止対策というのですか、その辺を考えながら、できる範囲で利用していただけるような、そんな方法を今検討中でございますので、またいろいろご意見等をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今まで第一小学校の体育館は貸していたと。それがたまたまボールをけて非常灯のガラスを壊したと。使用したチームは、それを完全にそのチームで直して、おわびにまで行ったら、今度はもう貸さないという状況なのです。今教育長が言うように、学校の施設は、そういう競技は使わせないということで進んできているのだったら、私もそうかなと思うのだけれども、今まで貸していて、たまたま壊してしまったから、もう貸さない。第二小学校、今言うように、私言うように、この改修工事をやるのだったら、そういう改修工事を行って、せつかくさっきも若者が少なくなったという議員の中でも話があるので、そういう若者が、今はやりのそういうゲームをやる施設になっていないというのではなくて、花園にもあるのですけれども、あれ外にあるのだけれども、やっぱり鳥かご状態になっているのです。だから、中学校のグラウンドでソフトボールをやっても、ボールが出たとき、町長、車に当たって死亡事故が起こったら、だれの責任ですかと、私この議会で話ししたら、あそこがいいネットを張ってもらって、今はボールがなかなか出ないという状況になっているので、特にさっきから安心、安全というような文言が出ている中で、これでは町長、何とか町民の若い人たち、これ若い人がやるゲームなのです。もうとっても私なんかではついていけないと、そういうゲームなので、本当に若い人たちのグループが今長瀬に3団体か4団体あるのです。そういう団体が、今まで小学校の体育館を使ってやったのだけれども、一回壊してしまったら、もうだめだと言われたということで、今中央公民館使えという話があったのだけれども、私も何回もあそこに行って、ようやく申し込み行ったら、きのうの時点では、もう申し込みもあいていませんと、ずっと。では、いつ来ればいいのですかといったら、8月1日になったら、1日から受け付けだから、8月1日に朝8時半から始まるから、8時半に受け付けに予約申し込み来いと。そうすると、それいつ使えるのですかと言ったら、10月までとれないと。そこで、では競合者が出たらどうするのですかといったら、早い順だということなのです。だから、早い順は申し込み順でいいのだけれども、今まで定例

でやっている団体があるわけです。そういう団体が先にそういうみんなが好き勝手にとって納得するかどうかという、そういう今度は綱引き合戦になってくると思うのです。

そこで町長、今私が言うように、第一小学校は、今まで貸していたのです。それがたまたまこういう私が走っているような絵のかいたガラスを欠いてしまって、それを壊したから、直して、おわびに校長のところへ行ったら、途端にもう貸さないと言われたらしいので。町長、町民の味方になって、学校施設も何とか使えるように、町長の配慮で、ネットでも張って、ボールが壁へぶつからないようにつくってもらう方向で、なるべく早く、そういう若者が楽しみにこの町に帰ってこられるような、そういう考え、町長いかがですか。ぜひつくってもらいたいということで。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

基本的には、学校教育の施設ということになるというふうに思います。ただ、やっぱりあいているときは使いたいという今の若者の人たちの考え方もわからないわけではありませんし、たまたま今度の3,700万円という金は、国のばらまき、ばらまきという言葉が適当かどうかわかりませんが、そういうお金が1億円来たわけです。その中で、今まで手がつかなかった、例えば水管橋の塗装だとか、耐震工事を4年間という計画を立てたのを、早目にやって、あとの仕事を予算を無駄に使わないようにして基金の積み増しをしようという基本的な私の考え方で、では体育館の補修、耐震工事を1年繰り上げようということになって、3年ぐらいの目安で耐震工事が終わるような状況になるわけなのです。ですから、その今のご提案は、私もフットサルというのはよくわかりませんが、ちょっと時間をください。そして、どういう施設を、どういうふうにどのくらいかければ、それが安全に使えるかということについて検討してみます。幾らぐらいという、お金が一番先にかかるような状況のことを検討しなくてはと思いますが、そういうことがクリアできるような状況になるかどうか、これから検討してまいりたいと思います。耐震工事は、ことしのうちにやらせてもらいまして、その後、幾らぐらいの費用がかかるかということについて検討いたします。その結果、またご相談を申し上げたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、慎重にご審議の上、原案のとおりご議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

国に目を向けますと、衆議院が21日に解散し、総選挙は8月30日に決まったようでございます。新たな政府におきましては、景気回復が実感できる経済対策を講じていただきたいというふうを考えているところであります。

私は、新たな任期におきましても、町民生活の安心、安全のための各種対策を講じてまいる所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、皆様のご健勝、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして平成21年第5回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 9月10日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江